ecoForum2010

実施報告概要版

ストップ！地球温暖化

STOP

「低炭素社会への道すじ」

～COP15の結果と鍵を握るこれからの自治体活動～

2010.2.15 月

日本教育会館 ／ 一ツ橋ホール

■主催　財団法人 特別区協議会　■協力　一般社団法人 イクレイ日本　■事務局　株式会社 時事通信社

ecoForum2010

「低炭素社会への道すじ」

財団法人 特別区協議会

information

財団法人 特別区協議会

特別区協議会は、昭和22年5月の地方自治法の施行と同時に、「特別区の円滑なる自治の運営と発展に寄与する」ことを目的に発足。
昭和26年に財団法人となって以来、およそ60年にわたり、地方自治法改正に伴う特別区の自治権に関する調査研究や資料の収集・提供などの事業を行っている。
理事長：多田正見（江戸川区長）
財団住所：千代田区飯田橋三丁目5番1号「東京区政会館」内　ホームページ：http://www.tokyo-23city.or.jp/

※表紙の写真は、左©時事、中央©AFP=時事、右©時事、下©時事

発行：2010年3月

「低炭素社会への道すじ」

～COP15の結果と鍵を握るこれからの自治体活動～

2010.2.15 月 ／ 日本教育会館 ／ 一ツ橋ホール にて

PROGRAMプログラム

		ノンブル
■ 開催挨拶 13:30～13:35（5分）	（財）特別区協議会理事長　多田 正見 氏	2
■ 特別講演 13:35～13:55（20分）	「コペンハーゲン合意・始まりと見るか、終わりと見るか」 駐日デンマーク大使 フランツ=ミカエル・スキョル・メルビン 氏	3
■ 基調講演 13:55～14:35（40分）	「自治体の視点からみたCOP15の結果と、世界の自治体の動き」 イクレイ世界事務局次長　ジノ・ヴァン・ベギン 氏	4
■ 講　　演 14:35～15:15（40分）	「COP15の意義と今後の展望」 環境省 地球温暖化対策課長　高橋 康夫 氏	6
■ トークセッション 15:30～17:00（90分）	「低炭素社会に向けた自治体ロードマップ」 板橋区長　坂本　健 氏 慶應義塾大学環境情報学部 教授　浜中 裕徳 氏（コーディネーター） イクレイ世界事務局次長　ジノ・ヴァン・ベギン 氏 環境省 地球温暖化対策課長　高橋 康夫 氏	8
■ 閉　　会 17:00		

開催挨拶

（財）特別区協議会理事長　**多田 正見 氏**

財団法人特別区協議会は、地球温暖化をたいへん重要な課題と位置付け、様々な活動を行っています。皆様のご協力をいただき、その成果をますます上げていきたいと期待しています。

2009年12月に、デンマーク・コペンハーゲンでCOP15が開かれました。京都議定書に続く目標をということでしたが、「政治合意」で終わったということです。ただ、各国の削減目標を2010年1月までに条約事務局に提出することになっており、すでにかなりの国が提出していると聞いています。2010年暮れにはメキシコでCOP16が開催され、引き続きの課題として論議されることになっています。

地球温暖化は、人類の地球上の生存がかかった重い課題です。各国の事情や様々な状況の中でなかなか困難な状況がありますが、これからもさらなる努力を続けていかなければならないと考えています。東京62の区市町村は「みどり東京温暖化防止プロジェクト」という事業を起こし、共同で様々な取り組みを進めているところです。皆様方にもこれからも一層のご協力をお願いしたいと考えております。

本日は、低炭素社会の構築に向け、様々なお話を聞かせていただくわけですが、どうか参考になさっていただきたいと思っております。

特別講演

「コペンハーゲン合意・始まりと見るか、終わりと見るか」

駐日デンマーク大使
フランツ=ミカエル・スキョル・メルビン 氏

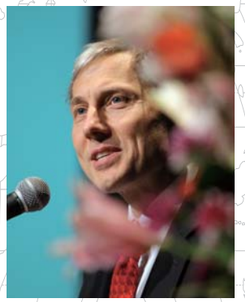

COP15の成果には、皆様不満があるかと思います。「コペンハーゲン合意」は、法的拘束力がないという点で、これまでの合意とは性格が異なるからです。議長国のデンマークとしても失望を覚えますし、責任の一端を担うべきだと思っています。失敗の最大の原因は、交渉の最終段階で、世界的に合意しようという「政治的な意志」が十分ではなかったことでしょう。

温室効果ガス排出量の算出方法や検証の仕方といった技術的な問題を解決するだけでは、大幅削減は実現できません。暮らしを変え、低炭素な社会を作り上げるという、より大きな問題に取り組まなければなりません。そのためには「政治的な意志」が必要なのです。

COP15で一番問題となったのは、途上国のあり方でした。多くの先進国は、将来の気候変動に関する合意は、途上国も含むものとしたい、と主張しました。CO_2の大半は、今後は途上国から排出されると予測できるからです。ところが、京都議定書では先進国と途上国の責任が明確に区別されているため、途上国は、この主張に大きな疑念を抱きました。

希望は失われていない

一方で、達成されたことも数多くあり、まだ、希望が失われたとは言えないと思います。例えば、途上国でCO_2排出量を削減するための資金的メカニズムの設置が合意されました。

また、「コペンハーゲン合意」に基づき、各国が国連気候変動枠組条約事務局に対して、法的拘束力は持たないものの、コミットメントを行うことになりました。すでに約一〇〇カ国が、今後の計画や政策、行動を表明しています。各国の目標は、COP15の前と比べて、より野心的なものとなっており、今後数年間にCO_2排出量が大幅に削減されることは間違いないでしょう。

「コペンハーゲン合意」は法的拘束力を持ちませんが、今後の交渉へのしっかりとした道すじが切り開かれたと思います。そして今後、低炭素社会に向けた変革は実現できると思います。そのなかで自治体は大きな鍵を握っていますし、大きな役割が期待されています。

多様なレベルで交渉は続く

どの主要国も、野心のレベルを下げようとしてはいません。日本では、鳩山総理が高い目標を実現するとおっしゃっていますし、EUも非常に野心的な目標を掲げています。また、デンマークや日本のような環境技術のリーダー国には今後、大きなチャンスがあります。新しい技術を開発し、環境産業を育成することで、環境分野で世界のリーダーであり続けることができます。

COP15では、いくつものレベルで交渉が行われており、今後もこの状態が続くと思われます。COP15でこれを一本化したいと思っていたのですが、実現できませんでした。交渉の場として国連気候変動枠組条約が適切かどうか、これも検討すべきでしょう。今後も、法的拘束力を持つ合意についてはあまり希望が持てないかもしれませんが、それでも私達は努力を続けなければなりません。

基調講演

「自治体の視点からみたCOP15の結果と、世界の自治体の動き」

イクレイ世界事務局次長　ジノ・ヴァン・ベギン 氏

イクレイは、自治体レベルの持続可能性を促進するため一九九〇年に設立された国際的なネットワークで、六七カ国一一〇〇以上の自治体が参加しています。国連気候変動枠組条約における自治体の窓口を務め、COP15でも精力的に活動を行いました。

COP15の成果と課題

COP15では「コペンハーゲン合意」が成立しましたが、政治的な合意以下で終わってしまいました。一部の国はそれを留意したにとどまっているからです。同合意に基づき、二〇一〇年一月末までに各国が条約事務局にコミットメントを提出することになりましたが、法的拘束力はありません。とはいえ、一〇〇カ国以上の首脳や国家元首が気候変動問題を議論するのは、国連の歴史で初めてのことですし、将来の交渉の原則は一応決まりました。

COP15のテーマは、低炭素社会や低炭素の開発に移行していく、ということでした。もう、緩和策や削減策といった議論には留まっていられないのです。それにあたっては、「共通だが差異ある責任」を考えていく必要があります。責任のあり方は、途上国・先進国という分け方にはとどまらない、より複雑なものになっています。

今後の気候変動枠組交渉

二〇〇七年に、二つの交渉のトラックが決まりました。「気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会」と「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会」です。

これらとは別に「コペンハーゲン合意」というトラックができたことになります。この他に「マザーアース」と呼ばれるものもあります。ラテンアメリカ諸国が進めている政治的プロセスで、異なる視点・角度から議論を進めようとしています。

COP15では、ポスト京都の協定については決まりませんでした。京都議定書で定められた義務は今後も続きますが、議定書に参加しなかった国々がどうなるかは明らかではありません。気候変動枠組交渉は今後も続きます。二〇一〇年一一月末から一二月初めにかけて、メキシコでCOP16が開催されます。

自治体を交渉のテーブルに

気候変動枠組条約では、自治体はNGOの一つと捉えられています。しかし自治体は憲法上の権限を持ち、国家政策に声を反映させる力を持っていますから、他のNGOとは違います。イクレイは、自治体をもっと国連のプロセスに参加させてほしいと主張しています。国連レベルでCO_2排出量削減の新しい目標を作るなら、自治体も含める必要があります。

イクレイはCOP15の準備段階から、あらゆる会合に出席してきました。そして、自治体レベルの行動を交渉に含めてほしいと訴えました。COP15には一五〇〇人もの自治体代表者が出席しました。二五〇人にのぼる首長が活動を展開し、「自治体気候ラウンジ」で二週間に渡り集中的な議論を行いました。国のあらゆるレベルの人々と話し合い、二〇カ国の代表団を招いて議論を行いました。

市民に最も近いのは自治体

重要なのは、市長や自治体こそが、市民に最も近い立場にいるということです。ほとんどの自治体は、都市計画を持続可能な形にする機会に恵まれているはずですし、何らかの形で温暖化対策を取る力を持っています。皆様が、市民の行動を変えられる存在なのです。自治体は地域のCO_2排出量を劇的に削減する可能性を秘めているのです。

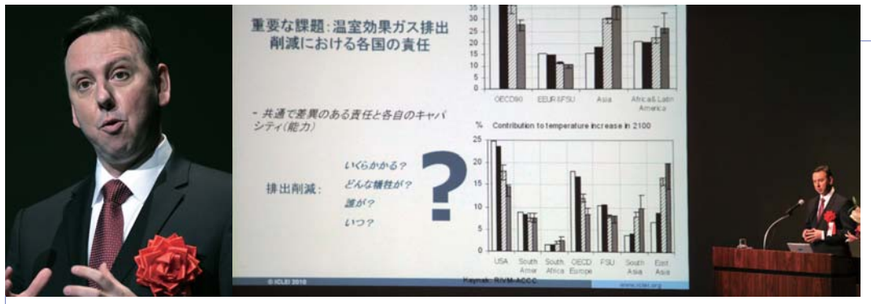

特に、都市には大きな可能性があります。世界人口の半分は都市に暮らしており、二〇三〇年には三分の二に増えると予測されます。都市部では全CO_2の三分の二が排出されています。都市は気候変動の要因のひとつですが、解決にも貢献できるのです。

マッキンゼーは、自治体がCO_2排出量削減の政策を行う場合、低コストで大きな効果を上げるのは廃棄物、公共交通運輸、建物の三分野であるとの調査結果を発表しています。都市部での対策が、コスト効果が高いことがわかります。

各地のユニークな取り組み

各地の取り組みをご紹介します。デンマーク・コペンハーゲンは世界最大級の沖合風力発電所を持ち、全世帯の半分に、風力発電による電力を供給しています。市民の三分の一が通勤やレジャーに自転車を使用しており、二分の一にする目標を掲げています。

スペイン・バルセロナでは、建築業者に太陽熱温水器の設置を義務付け、国が建築基準を変えるきっかけともなりました。ドイツ・フライブルグは地域の電力系統を作り、電力の10％を再生可能エネルギーでまかなっています。新設のエコ住宅団地では、生産エネルギーが消費エネルギーを上回る住宅が増えています。

イギリス・ロンドンでは渋滞税の導入により、CO_2排出量が一六％減りました。いち早く渋滞税を導入したシンガポールは、デジタル化したシステムを利用しています。アラブ首長国連邦では、「マスダール」という、世界初の完全ゼロカーボン都市が誕生する予定で、伝統技術や既存技術を駆使しています。

米国・サンフランシスコでは、バス乗車中もインターネットができるようWi-Fiシステムを導入するなど、公共交通の利用を促進するインセンティブを用意しています。国内最大のソーラーパネルも所有しています。カナダ・トロントでは湖水で空調を行い、冷房のエネルギー消費を九〇％減らしました。

コロンビア・ボゴタは広範な公共交通システムを備え、温室効果ガスの排出を都市部で四〇％削減しました。キューバ・ハバナでは、食品輸送量を減らすため都市の農業を推進しており、すでに生鮮食品の五〇％を都市部で生産しています。タンザニア・ダルエスサラームも都市の農業を推進しています。ベネズエラ・カラカスの事例は、持続可能な社会の側面が興味深いものです。孤立したスラム街を都市部と結び、活気ある町に甦らせるもので、交通手段にケーブルカーを導入しました。

イクレイはCOP15に向けてコペンハーゲン市と協力して全世界から事例を集めて「都市気候カタログ」にまとめ、インターネットで紹介しています。

自治体が高い削減目標を約束

「市長盟約」という興味深いプロセスが欧州で進行中です。EUは、CO_2排出量を二〇二〇年までに二〇％削減する目標を掲げていますが、自治体がさらに厳しい目標達成を欧州委員会と約束するのです。一二二〇以上の都市が署名しています。米国でも、一〇一六の自治体の首長が「全米市長気候保護協定会議」に署名しています。署名自治体は、米国が京都議定書に参加していたとすれば実施しなければならなかった削減目標を、自治体で達成すると約束しています。このような自治体の動きはとても重要です。国を動かすからです。

COP15での交渉を見ておわかりになったと思いますが、一九〇カ国がたった一つの合意に達するのは難しいことです。しかしいずれにしても、自治体は動かないわけにはいきません。むしろ、自治体が動くしかないのです。各都市で持続可能な成長に取り組むことができれば、世界規模の行動につながります。ですから皆様もぜひ、管轄範囲内で何ができるか考えてみてください。自治体での取り組みによって世界を動かし、地球を存続させていきたいと思います。

講演

「COP15の意義と今後の展望」

環境省 地球温暖化対策課長　高橋 康夫 氏

二〇〇九年、鳩山総理がニューヨークで開催された国連気候変動サミットに出席し、二〇二〇年までにCO_2排出量の一九九〇年比二五％削減を目指すことを宣言し、国内排出量取引制度や税を始めとする、あらゆる政策を総動員することを表明しました。ただし、米国や中国などCO_2の多量排出国が意欲的に参加する、国際的な枠組みの構築が前提です。

また「鳩山イニシアチブ」として、途上国に対して官民で資金的な支援を行うとともに、効果をきちんと検証するルールづくりも含め、積極的に途上国支援を行うことも表明しました。日本はこのような方針のもとCOP15に臨んだわけです。

COP15で何が合意されたか

COP15の交渉はたいへん難しいもので、いわゆる「コペンハーゲン合意」という一種の政治的な合意がなされました。京都議定書の次の議定書への合意はかなわなかったものの、同合意には米国や中国をはじめ、全主要国が参加しました。

合意内容の一つ目は、排出量の削減目標です。長期的には、産業革命以降の気温上昇を二℃以内に抑え、そのために排出量の大幅削減が必要なことが認識されました。地域目標として、二〇一〇年一月末までに、各国の二〇二〇年までの削減目標を、気候変動枠組条約事務局に提出することも決まりました。

先進国は具体的な総量削減の数値目標、途上国は、何も対策を取らない「成り行き」ケースに比べて何％減らす、あるいはGDPあたりの排出量を何％削減するという目標の立て方をしています。今後も開発が必要な途上国にとって、現段階で総量目標を受け入れるのは難しいからです。しかし、途上国はこれまで、温暖化は先進国の責任だと主張し、目標を持つことについては非常に消極的でした。ですから、一歩前進だと思います。

合意の二つ目は途上国支援で、かなり前進がありました。先進国は二〇一二年までに三〇〇億ドルの資金を提供することを約束し、日本は、官民合わせて一五〇億ドルの支援を行う意思を表明しました。二〇一三年から二〇二〇年までに、先進国全体で一〇〇〇億ドル規模の資金協力をする考えも示しました。今後は、二〇一〇年末にメキシコで行われるCOP16に向けて、京都議定書の次の国際的合意を作っていくことになります。

日本の排出量は二〇〇七年まで増加

国際交渉を進める一方で、国内では中長期目標の達成に向けて取り組みを進めなければなりません。日本には、京都議定書で定められた六％の削減目標があり、さらに二〇二〇年に二五％、二〇五〇年に八〇％という目標があります。八〇％という数字は、二〇〇九年、米国のオバマ大統領が来日し鳩山総理と会談した後に、日米共同メッセージとして両国が八〇％削減を目指すことを表明したものです。

京都議定書の目標達成状況ですが、基準年となる一九九〇年の排出量が十二億六〇〇〇万トンですから、日本に認められた排出枠は十一億八六〇〇万トンになります。京都メカニズムを活用し、国内の森林による吸収で最大三・八％、CDM（クリーン開発メカニズム）等の京都メカニズムで一・六％、計五・四％分は排出枠を増やすことになっています。

排出量は、二〇〇七年に過去最高となりました。二〇〇八年は十二億八六〇〇万トンと、不況の影響で前年より大幅に減少していますが、まだ目標には達していませんし、これは特殊な数字と理解する必要があります。二〇〇九年も排出量はそれほど増えないと思いますが、二〇一〇年以降は景気の回復により増加が予想されます。

六％削減の目標達成に向けての取り組みは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき行われています。同法は、国だけでなく都道府県や市町村にも目標達成計画を作っていただくよう定めています。

温暖化対策基本法案を策定

目標達成に向けて必要な政策を進める第一歩として、今国会に「地球温暖化対策基本法」を提出する準備を進めています。日本の中長期的な削減目標を達成するための政策を体系的に明らかにするものです。重要な政策に、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の創設、温暖化対策のための税の検討、税制全体の見直しがあります。税については、平成二三年度からの実施に向けて検討することになっています。

CO_2排出量削減のためのインセンティブを作ろうということです。

カーボンオフセットや「見える化」、企業の情報開示、CO_2削減に投資する企業にお金が回るようにするための「環境金融」など、それを補完するいろいろな制度も必要です。再生可能エネルギーの固定価格制度・全量買い取り方式もあります。

あわせて、中長期目標達成に向けたロードマップ（工程表）作りも、環境省を中心に政府の「副大臣級検討チーム」で検討を始めています。二〇一〇年三月中には何らかの骨子を作ることになっています。

地域や需要サイドへの期待

地域の対策としては、CO_2の排出が少なく、それでいて豊かで快適に暮らせる地域づくりがあります。再生可能エネルギーなど、地域の資源を活用することが低炭素化につながります。都市計画の整備、コンパクトシティ化、モーダルシフト、自転車の利用を含むまちづくりなど、自治体が行っておられる部分に、低炭素化につながる面がたくさんあります。

需要面の対策も重要です。できるだけCO_2排出量の少ない製品・サービスを利用していただく必要があり、それが新しい環境産業や低炭素の商品を作る産業の育成にもつながります。

政府全体でも、幅広い分野で新たな対策を進めるための予算を組んでいます。特に地域の取り組み、需要サイド・消費者サイドの取り組みを支援・促進する活動を積極的に導入しています。その一つが、環境省の「チャレンジ25地域づくり事業の推進」です。二〇〇九年度の二次補正予算で、四〇億円計上しています。各市町村の低炭素化に向けた計画作りや事業を支援するものです。

エコ住宅を作ったり、窓の二重サッシ化や外壁・天井・床の断熱など「エコリフォーム」を行う場合にエコポイントが使える「住宅エコポイント」制度の推進、カーボンオフセットの活用、太陽熱温水器への支援・補助事業も始めています。すでに実施している家電のエコポイントは二〇一〇年の十二月末まで、エコカーへの補助は二〇一〇年九月末まで延長することが決まっています。

「チャレンジ25」キャンペーン

鳩山政権の下、二五％削減のための政策全体を「チャレンジ25」と名付けて推進しています。「チームマイナス6％」の国民運動をバージョンアップし、省エネ製品や再生可能エネルギーの選択も促進していきます。太陽光パネルや太陽熱温水器の設置、住宅の断熱化などは、初期投資はかかりますが、将来に向けた投資と考えていただくこともできます。個人にも低炭素化のための投資を積極的にしていただかないと、目標達成は難しいと認識しています。「チャレンジ25」はインターネットで簡単に登録できますので、まだの方はぜひ、ご参加ください。

温暖化対策には地域の資源やコミュニティを活かした取り組みが重要で、私どもも積極的にサポートしていきたいと思っています。ぜひ、各地域でユニークな取り組みをどんどん進めていただき、全国に発信してください。それによって取り組みがさらに広がり、低炭素社会の構築に大きく貢献すると期待しています。

テーマ 「低炭素社会に向けた自治体ロードマップ」

浜中　初めに、日本で行われている地域レベルの温暖化対策をお話しいただきたいと思います。まず、板橋区の取り組みをご紹介いただきます。

環境教育に力を注ぐ

坂本　板橋区では、公害問題への対応をきっかけに一九六五年、他区に先駆けて建築課公害係を設置しました。一九九一年に現在の環境保全課に課名を変更し、環境全般に渡る取り組みを推進してきました。

一九九五年には環境学習とリサイクルの推進拠点として、「エコポリスセンター」を開設。環境講座・講習会の開催、小中学校と連携した環境教育の出前講座、環境学習指導者の養成事業等を実施しています。

二〇〇七年に策定した「板橋区環境教育推進プラン」に基づき、二〇〇八年に小中一貫の環境教育カリキュラムを作成し、区立全小中学校に環境教育を実施することが義務付けられました。一九九九年には、都内の自治体で初めてＩＳＯ１４００１の認証を取得。今後は二〇〇九年に策定した第二次環境基本計画に基づき、環境施策を進めていきます。

区民と取り組む「緑のカーテン」

環境基本計画では、基本理念に「パートナーシップが支える環境都市～板橋～」と「循環・共生を推進する環境都市～板橋～」を掲げています。パートナーシップの先行事例が「緑のカーテン」の取り組みです。壁面緑化の一種で、ヘチマやゴーヤ、アサガオなど、つる性の植物を窓の外に這わせて室温の上昇を抑えます。手軽で大きな効果があり、コストパフォーマンスが高いのも特長です。

ある小学校の先生が二〇〇三年に提案して地域の方々の協力のもと学校で実践し、現在は区内七六の小中学校のうち三三校に広がっています。二〇〇六年には公共施設への設置や、区民の方への普及を始めました。事業者にも広がり、商店街ぐるみで取り組んでいるところもあります。現在、区では、参加登録制度、「育成講習会」・「料理講習会」という二つの講習会、コンテストの実施という主に三つの取り組みを行っています。

区内に広められたポイント

広く区内に広まった理由としては、まず手軽にできることが挙げられます。材料は高額なものではなく、ホームセンター等で入手でき、ベランダのスペースがあればできます。二つ目は、緑の心地よさ、収穫物の料理、コミュニティの活性化など効果や楽しみ方がたくさんあることです。学校では環境教育の教材にもなります。三つ目は、公共施設で実施したことにより、地域の方や保護者の目に触れて広まったことが考えられます。最後に一番のポイントとなるのが、地域の方を巻き込み、パートナーシップで行ってきたことです。

二〇〇三年ごろに協力してくださった地元企業や有志の方が、ＮＰＯ法人「緑のカーテン応援団」を設立して活動しており、二〇〇九年四月に同ＮＰＯと協働し「全国緑のカーテンフォーラム」を開催しました。同年六月には、カナダ・エドモントンでの「イクレイ世界大会二〇〇九」で発表する機会をいただきました。

第二次環境基本計画では、新たに「協働プロジェクト」を設けました。これまでのように区主導ではなく、区民や事業者が主体となって行動する取り組みです。今後は協働プロジェクトと連携して、パートナーシップを築きながら、緑のカーテンの取り組みを全国に発信していきます。

コーディネーター：
慶應義塾大学 環境情報学部 教授
浜中 裕徳 氏

イクレイ世界事務局次長
ジノ・ヴァン・ベギン氏

環境省
地球温暖化対策課長
高橋 康夫 氏

板橋区長
坂本 健 氏

地域の取り組みの重要性

浜中　次に日本の自治体の取り組み成果や、地域のイニシアティブに対する評価を、環境省の高橋課長にお聞きしたいと思います。

高橋　地域の取り組みには三つの重要性があると思います。一つは、市民の意識啓発。二つ目は、地域独自の取り組みが生まれていること。三つ目は、低炭素の地域づくりです。環境省の「ストップ温暖化『全国一村一品』大作戦」を見てもわかりますが、温暖化への取り組みが地場産業の活性化や、高齢者と若者の交流促進など副次的な効果を生み、まちおこしにもつながっているようです。

これら三つの観点から、私どもも自治体と積極的に連携していきたいと思っていますし、たいへん期待をしています。地域独自の取り組みから、国も新しい政策のヒントを見つけ出すことができると思います。

国・自治体の対話の場を

浜中　イクレイからご覧になって、日本政府の施策や自治体活動はいかがでしょうか。

ベギン　板橋区の「緑のカーテン」は、たいへん素晴らしい事例だと思います。どんな規模のまちでも革新的なことができるという模範だと思います。こうした取り組みを大規模に展開する必要があります。

自治体レベルで取り組みを進めるには、国の支援が必要です。国・自治体間の系統だった対話も必要です。自治体が国と同じテーブルにつき、国の目標達成の枠組みや条件に問題がないかどうか話し合うのです。

啓発と教育、ものづくり、そして情報の共有もとても重要です。例えば再生可能エネルギーに移行したい人がいた場合、設置だけでなく、メンテナンスも必要になります。専門知識だけでなく、一般の人向けのメンテナンス技術の教育も必要なのです。ここでも、国のサポートが大事だと思います。

浜中　ここで簡単に報告しますが、イクレイはＣＯＰ15で「自治体気候ラウンジ」を開き、世界の自治体の取り組みを、交渉をしている方々にアピールしました。日本のイクレイ加盟自治体もたくさん参加させていただきました。京都市は、京都議定書誕生の地として、これまでの取り組みやこれからのビジョンを世界の自治体リーダー達に発信するセッションを開きました。東京都は、再生可能エネルギーに関するセッションで、排出量取引制度などの取り組みを世界に発信しました。

区民と進める協働プロジェクト

浜中　次に、今後自治体がどのようなことに取り組んでいくべきか、それぞれのお立場から課題と展望をお話しいただきたいと思います。まずは坂本区長、協働プロジェクトの今後の予定を教えてください。

坂本　協働プロジェクトを立ち上げた背景として、板橋区には、CO_2排出量に占める家庭部門の割合が高く、中小規模の企業が比較的多いという特徴があります。東京都は、二〇一〇年度から大規模事業者に総量削減義務を課す予定ですが、板橋区の事業者はその網にかからないケースが多く、独自の対策が必要になります。

排出量の削減にあたっては、一人一人の自覚と行動が何より大事ですから、区民や事業者の連携促進が最重要課題となります。そこで、協働プロジェクトを立ち上げました。現在、定期的に会合を開き、区民主体で具体的なプロジェクトの検討が進められています。商工会議所や町会、ＮＰＯなど、区内の団体との連携をさらに強化していきたいと思います。

また、これらの行動を促進するために、「エコポリスセンター」を拠点としていこうと考えています。

中小規模の企業の排出削減対策としては、二〇〇五年度に開始した独自の簡易版環境マネジメントシステム「板橋エコアクション」を進めていきます。二〇〇八年度時点で一〇五の事業所が参加していますが、伸び悩んでおり、東京都の排出量取引制度と連携できないか検討しています。このように区民、事業者、区のパートナーシップで第二次環境基本計画の削減目標実現に向けた取り組みを続け、政府の目標達成に地域から貢献していきたいと思います。

「国内」クレジットの活用

浜中　次に環境省の高橋課長に、地域の取り組みを国としてどのように支援、促進していこうと考えているか、お話し

いただきたいと思います。

高橋　国でも排出量取引導入の検討を進めています。将来、大企業に排出規制が課せられた場合、削減できない部分は他の企業からクレジットを買うことになります。その際、国内の規制対象になっていない中小企業や森林などによる削減、吸収分をクレジットとして使いたいというニーズが非常に高まっています。

環境省でもJ-VER（オフセットクレジット）という制度を立ち上げ、森林吸収や中小企業による省エネ活動のクレジット化を始めています。こうした国の制度と自治体の取り組みをうまくリンクさせていけば、大きな可能性があると思います。

浜中　東京都も二〇一〇年四月から始める排出量取引制度と連動させる形で、家庭での再生可能エネルギーによる発電分の環境価値を「グリーン電力証書」として買いためたりして、削減義務を課せられた事業者の対策に使っていくようです。

国や都の制度の下で取り組まなければならない主体と、それ以外の主体とのリンクができるということで、国の政策が変わっていくなかで、基礎自治体の今後の取り組みが課題となると思います。

それではベギンさん、様々な取り組みをお聞きになったご感想や、国際的な自治体間連携の必要性とイクレイの戦略、日本政府や自治体への期待をお話いただければと思います。

分野別の目標設定を

ベギン　日本の自治体に真っ先に取り組んでいただきたいのは、温室効果ガスのインベントリ（排出目録）作りです。どれだけのCO_2を排出しているのかきちんと調べてデータ化してほしいのです。

次に、分野別の目標設定です。建物一つとっても、あまりにも多くのエネルギーを使いすぎています。建物の断熱化はもちろん、店舗や利用者の教育も必要です。交通信号もLED化することでも省エネができます。

運輸交通部門の対策も必要です。日本には素晴らしい公共交通機関があるにもかかわらず、街中を走る車の数が多すぎます。削減手法はいろいろあります。パリ市長は二〇〇九年に、パイロット事業として、市民や観光客の間で四〇〇〇台の電気自動車のカーシェアリングを行うことを決定しました。自転車のシェアリングも行っています。ドイツ・フライブルグでは駐車料金が高く設定されているので、市民は自動車の利用を控えるようになります。自転車専用レーンやバス優先レーンを設けるなどの試みもあります。

グリーン購入もぜひ心がけてほしいと思います。活動のモニタリングも必要です。目標達成に向けてどこまで進んでいるか定期的に検証し、うまくいっていない部分があれば新しい目標を設定し、違うプログラムを実施することもできるでしょう。

最初からカーボンオフセットを考えるのではなく、このように様々な取り組みを行ったうえで、どうしても削減できない部分にカーボンオフセットを活用してほしいのです。カーボンオフセットや排出量取引のユニークな取り組みとして、英国では二〇一二年以降の実施を目指し、自治体間の排出量取引を義務付けていこうとしています。

生活都市にふさわしい活動を

浜中　それではまとめに入りたいと思います。コペンハーゲンでの政治合意を再出発点として、二〇一〇年一一月末には、メキシコでCOP16が開かれる予定です。京都議定書を引き継ぐ、より強化された取り組みに向けて、ぜひとも合意を成し遂げてほしいと思いますが、そこに向けて、各関係主体のコミットメントや活動の方向性についてお話をいただきたいと思います。

坂本　これまで実施してきた板橋区の取り組みを再認識しながら、地域やコミュニティを大切にして、生活都市・板橋区にふさわしい取り組みを実施していきたいと思っています。

子供達には、学校で環境教育を受けながら、地域で生活する意味や地球規模の環境を十分に理解していってほしいと思います。そして学校での学びを通して、仕事で活かせる人材を育成しながら、地域では、例えば商店街などいろいろな方と協力して、排出権取引などにも取り組んでいければと思います。

二〇〇九年一二月に、板橋区のある商店街で、全ての照明をLEDに切り替え、ここで生じた排出権を大手スーパーマーケットが買い取りました。これも、たいへん意味のある取り組みだったと思います。このように、省エネなど自分達でできることに取り組みながら、グローバルにアンテナを張り、活動を進めていくことも大切だと思います。また、企業の皆様にもご協力いただき、地元の生活都市のなかで何ができるか意見をいただきながら取り組みを進めていきたいと思います。

地域住民の意識が最も重要であるとの認識の下、コミュニティに則した施策を展開し、東京都という大都市にある特別区ということも意識しながら、他区との連携を強め、東京都全体で取り組むことも必要だと思っています。

先進国から行動を

高橋　「コペンハーゲン合意」を受け、今後、COP16に向けてまだまだたいへん難しい国際交渉が続くでしょう。まだ対立が大きい部分もあると思います。そうしたなかで先進国としては、各国で低炭素社会に向けた政策、制度設計を積極的に進めていくことが重要です。

日本でも地球温暖化基本法の議論を進めようとしていますし、米国上院での法案審議の動向も気になるところです。まずは先進国が国内政策の議論を進めていくことで、国際交渉の展望も開けてくると思います。

温暖化対策基本法については、日本の二五％削減目標の前提が満たされる保障がないではないか、という意見もありますが、我々としては、前提条件はあるにしても、どう達成していくのか、今からきちんと議論して体系的な政策を作っていかなければいけないと考えています。

低炭素社会をどう作るか

国際交渉という面では、国連の交渉プロセスは非常に時間がかかることが今回も認識されたと思います。もちろん国連の交渉が一番の基盤ですが、それ以外にも非公式な国どうしの意見交換や産業界・自治体レベルでの国際的な交流、協力、協調が重要だと思います。

国としては、国益を考えるとなかなか大胆な目標が打ち出せない面がありますが、地方自治体レベルではたいへん積極的な目標が掲げられています。国際的な場においても、自治体レベルの取り組みが難しい交渉を打開し、影響を及ぼすこともあるのではないかと期待しています。

低炭素社会の構築、具体的には二〇五〇年に八〇％削減はたいへんチャレンジングな目標だと思います。これは単にCO_2の削減ですむ話ではなく、これからの社会、例えば日本の場合は少子高齢化社会に移行するなかで、低炭素かつ快適で豊かな社会をどう作っていくか、という問題になってきます。

その際、例えば住宅の断熱化にはCO_2の削減効果もありますが、いわゆるヒートショックを抑えるという健康面の利点がありますし、結露が減れば、室内環境も改善されます。そういったCO_2削減以外のベネフィットも含めて総合的な対策として、温暖化対策をポジティブに捉えていくことも重要だと思っています。

CO_2削減だけの問題ではない

ベギン　「コペンハーゲン合意」には、低炭素社会と持続可能な開発ということが合わせて書いてあります。実は、これが「コペンハーゲン合意」の成果だと思っています。ある途上国の交渉担当官は「これは、単にCO_2排出量削減だけの問題ではないのだ」と言っていました。より広い視点での、持続可能な開発が重要だというのです。

二〇年前の一九九二年に初めて、環境と開発に関する国連会議が開かれました。そして今、「低炭素プラス持続可能な開発」という話をしているのですから、交渉は進歩しているのです。遅かったと思うかもしれませんが、進歩はしているのです。

自治体は、国のよいパートナーになれます。ですから、国は自治体を支援する必要があるのです。私達はこのことを、国際的に認識していただき、最終的に国際合意がなされた場合、どの国にも、「国内の自治体と協力する」と言ってほしいのです。「各国政府がそれぞれ国内において自治体と協力する」と合意文書に書いてほしいのです。

なぜ文書が必要かと言うと、これまでとは違ったアプローチ、すなわち系統だった対話を行う仕組みが各国で必要だからです。そうでないと大規模な削減はできません。そして、人類としての責任を果たして地球を救うことはできません。私達は、この内容を文言に入れてもらうため、これからも活動していきます。

COP16までに、自治体が参加する会議が三回あります。フランス・デュンケルクで二〇一〇年五月に行われる会議。米国カリフォルニア州のシュワルツェネッガー知事が主催予定の会議。そして、一〇月に韓国・仁川で行われるイクレイの世界会議です。これらの会議で意見を発信し、COP16に向けて各国政府に呼びかけていきたいと思います。

浜中　ありがとうございました。自治体ロードマップをテーマに、たいへん濃密で有意義な意見交換ができたと思います。皆様方のこれからのご活動に何がしかのご参考になれば誠に幸いです。